

平成4年3月13日

各管区警察局長

警視庁交通部長

各道府県警察本部長

各方面本部長

(参考送付先)

警察大学校交通教養部長

各管区警察学校長

殿

警察庁交通局交通企画課長

自家用自動車管理業の健全育成の推進について

自家用自動車管理業は、長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、修理、燃料・備品・消耗品の管理等を請け負う事業であり、いわゆるニュービジネスの一つとして、近年、急速に発展を遂げてきているところである。

自家用自動車管理業は、いわば自家用自動車の使用者及び安全運転管理者等の安全運転管理に関する業務を代行・補完する事業であり、不適正にその業務が行われる場合は、自動車の使用者等としての責任の所在が不明確となる等の安全運転管理上の問題を生ずるおそれがあるが、適正に業務が行われる場合には、企業等における安全な運転の確保に寄与し、交通の安全に資することになると考えられる。

この度、「社団法人日本自家用自動車管理業協会の設立について」（平成14年3月13日付け警察庁丙交企発第31号）をもって通知したとおり、社団法人日本自家用自動車管理業協会が設立され、業界の健全な発展を図るための活動が強化されることとなったところであるが、この機会を捉え警察としても、自家用自動車管理業の健全育成を図ることとしたので、当面、次により必要な施策を講ずることとされたい。

## 記

### 1 当面の施策

#### (1) 実態把握

自家用自動車管理業に対する指導を適切に行うため、管内の各事業者の業務の実態、交通事故の発生状況等同事業に係る各種実態の把握に努めること。

#### (2) 安全運転管理の徹底

自家用自動車管理業者に対しては、契約先の企業等の自動車に係る安全運転を確保するため、当該契約先の企業等ごとに、運転者の管理に関する業務を行う「安全運転管理責任者（運行管理責任者）」を選任し、契約先の安全運転管理者等との連絡調整を十分に行うよう指導をすること。

#### (3) 適法な事業形態の確保

自家用自動車管理業者がその業務を行うに当たっては、いやしくも道路運送法や労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に違反した形態とならないよう、関係行政機関及び関係部門と連携を図りながら、必要な指導を行うこと。

#### (4) 企業等の使用者等への指導の徹底

契約先の企業等における自動車の使用者等に対しては、自家用自動車管理業者及び(2)の安全運転管理責任者(運行管理責任者)との連絡調整を適正に行わせることにより、使用者等としての義務を確実に履行するよう指導を徹底すること。

#### (5) 業界の自主的活動への支援

社団法人日本自家用自動車管理業協会をはじめ、事業の適正化に向けた業界の自主的活動については、研修会に担当者を派遣するなど、可能な範囲内で支援を行うこと。

## 2. 報告

### (1) 定期報告

#### ア 報告事項及び報告要領

##### (ア) 自家用自動車管理業の実態

別記様式1により報告すること。

##### (イ) 自家用自動車管理業に係る交通事故

###### a 人身事故の件数等

別記様式2により報告すること。

###### b 交通事故の事例

別記様式3により報告すること。

#### イ 報告の時期等

ア(ア)については各年3月末日現在の状況を、ア(イ)については前年中の状況を、それぞれ各年の5月15日までに、交通企画課長まで報告すること。ただし、本年(平成4年)は、ア(ア)についてのみ報告すればよい。

### (2) 即時報告

次のいずれかに該当するときは、その都度、事案の概要等を、交通企画課長まで文書報告すること。

ア 自家用自動車管理業に係る特異重大な事件又は事故が発生したとき。

イ 自家用自動車管理業者の団体の設立、解散その他自家用自動車管理業の業界に特異な動向があったとき。

ウ その他自家用自動車管理業に係る施策を推進する上で参考となる事項があるとき。

### 3 その他

この通達に関する質問等は、交通企画課法令係 までされたい。

[別記様式省略]